

グリーンリーブズ赤枝 (介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	グリーンリーブズ赤枝 (介護予防) 通所リハビリテーション
施設名	介護老人保健施設 グリーンリーブズ赤枝
経営母体	医療法人赤枝会
開設年月日	1990 年 5 月 1 日
所在地	横浜市旭区上川井町 2694-7
連絡先	Tel/045-921-1103 Fax/045-921-3355
管理者	村上 統
介護保険事業所番号	介護老人保健施設 第 1453280005 号
サービス提供地域	横浜市旭区、緑区、瀬谷区、青葉区 (一部地域を除く)

2. 事業所の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設グリーンリーブズ赤枝の運営方針]

施設運営の趣旨である居宅での生活の継続を目的に、リハビリテーション等を通じて心身機能の回復又は維持ができるよう運営を図る。

3. 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) について

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) についての概要

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) については、要介護者 (介護予防にあっては要支援者) の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス (介護予防サービス) 計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者 (ご家族) の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(3) 施設の職員体制 (令和6年3月31日現在)

職種	常勤換算	常勤	非常勤
医師 (施設長)	1.0	1	0
介護職員	4.9	2	9
理学療法士・作業療法士	1.25	5	0
看護師	0.8	0	1

4. 営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日 (祝日も営業) ただし、12月29日～1月3日を除く。
営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	9:30～15:35
利用定員	23名 (介護予防を含む)

5. サービスの内容

① (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案

② 食事 (昼食: 12:00～13:00 原則として食堂でおとりいただきます。)

※なお、(介護予防) 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがございます。

③ 入浴 (個浴・一般浴槽をご用意しております。体調によってシャワー対応に変更することもあります。)

④ 医学的管理・看護

- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由によりご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)

⑩ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
※通所リハビリ直通電話番号：045-922-3965
- (2) 下痢、嘔吐、発熱等の症状がみられた場合、サービスの利用をご遠慮いただくことがあります。

7. 利用料その他費用の額

(1) 施設利用料金

施設利用料は、要介護認定による要支援・要介護の程度及び利用時間によって異なります。

要支援 1	<料金表 2>をご参照ください
要支援 2	<料金表 2>をご参照ください
要介護 1	<料金表 1>をご参照ください
要介護 2	<料金表 1>をご参照ください
要介護 3	<料金表 1>をご参照ください
要介護 4	<料金表 1>をご参照ください
要介護 5	<料金表 1>をご参照ください

(2) 各種加算

金額については<料金表 1>及び<料金表 2>をご参照ください。

(3) その他費用

その他の費用として、食事代、レクリエーションに関わる材料費等をご負担ください。

(4) 支払い方法

- ・ 翌月の 15 日までに請求書を配布しますので、その月の末日までにお支払いいただきますようお願いいたします。領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、銀行引き落とし又は銀行振り込み、又は施設利用時に現金を持参して頂く方法があります。

9. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、当施設は利用者のご家族等、利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

10. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関/協力歯科医療機関

- ・ 名称 医療法人赤枝会 赤枝病院
- ・ 住所 横浜市旭区上川井町 578-2
- ・ 電話 045-921-3333

11. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、『契約書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

12. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・ 火気の取扱いは、禁止とします。
- ・ 設備・備品の利用は、原則無償とします。ただし、介護報酬上算定の基礎となる設備、備品についてはこの限りではありません。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとします。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、当施設医師、看護師の判断とし、必要と判断された場合は、かかりつけ医療機関の受診を行います。
- ・ ペットの持ち込みは、原則として禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します
- ・ 他利用者への迷惑行為は、禁止します。

13. 非常災害対策

- ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

14. 要望又は苦情等の申し出

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。また、施設内に備えつけられた「ご意見箱」もご利用ください。お寄せいただいた要望や苦情などには、速やかに対応いたします。

受付担当	支援相談員
電話番号 (通所リハビリ直通番号)	045-922-3965
対応時間	8:30~17:30

下記の公的機関においても、苦情申し出等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 : 横浜市西区楠町 2 7 番地 1 電話番号 : 045-329-3447 対応時間 : 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分 月曜日~金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
はまふくコール	電話番号 : 045-263-8084 対応時間 : 午前 9 時 00 分~午後 5 時 00 分 月曜日~金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
旭区高齢・障害支援課	所在地 : 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12 電話番号 : 045-954-6061 対応時間 : 午前 8 時 45 分~午後 5 時 月曜日~金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
緑区高齢・障害支援課	所在地 : 横浜市緑区寺山町 118 番地 電話番号 : 045-930-2315 対応時間 : 午前 8 時 45 分~午後 5 時 月曜日~金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
瀬谷区高齢・障害支援課	所在地 : 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地 電話番号 : 045-367-5714 対応時間 : 午前 8 時 45 分~午後 5 時 月曜日~金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
青葉区高齢・障害支援課	所在地 : 横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4 電話番号 : 045-978-2479 対応時間 : 午前 8 時 45 分~午後 5 時 月曜日~金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

15. 身体の拘束の適正化

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、ご家族の同意をいただき、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

16. 高齢者虐待防止

当施設は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

17. 業務継続計画

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

18. 秘密の保持

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取扱います。

また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

また、利用終了後も同様の扱いとします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）